

平成26年 壱岐市議会定例会 9月議会 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

平成26年9月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第54号	長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第55号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第56号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第57号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第58号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第59号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第60号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第61号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第62号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第63号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第64号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第65号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第66号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第67号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第68号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第69号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第70号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第71号	平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第72号	平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	認定第1号	平成25年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	認定第2号	平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第22	認定第3号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	認定第4号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第24	認定第5号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第25	認定第6号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第26	認定第7号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第27	認定第8号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第28	認定第9号	平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第29	認定第10号	平成25年度壱岐市病院事業会計決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第30	認定第11号	平成25年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第31	議案第73号	平成25年度壱岐市病院事業会計資本剰余金の処分及び自己資本金の額の減少について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	請願第2号	T P P 交渉並びに農協改革に関する請願	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第33	請願第3号	唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する請願	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第34	陳情第1号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第35	要望第6号	太陽光発電工事による水害に対する要望	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第36	要望第7号	「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望	総務文教厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第37	発議第5号	T P P 交渉並びに農協改革に関する意見書の提出について	提出議員 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決
日程第38	発議第6号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出について	提出議員 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決
日程第39	発議第7号	唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する決議について	提出議員 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	竹藤 美子君	事務局書記	若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	安永 雅博君	病院部長	左野 健治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。壱岐新報社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

なお、本日は議事整理の都合上、途中で休憩を挟むことがありますので、御了承をお願いします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第54号～日程第36. 要望第7号

○議長（町田 正一君） 日程第1、議案第54号長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてから、日程第36、要望第7号「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望まで、36件を一括議題とします。

本件については各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。豊坂敏文君総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） それでは、総務文教常任委員会委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号54号長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について、原案可決。議案第56号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第57号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。議案第58号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。議案第59号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。議案第60号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について、原案可決。議案第61号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部改正について、原案可決。議案第65号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第66号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第69号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第70号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第72号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）、原案可決。認定第2号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第3号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第4号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第7号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第8号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第10号平成25年度壱岐市民病院事業会計決算認定について、認定。議案第73号平成25年度壱岐市病院事業会計資本剰余金の処分及び自己資金本の額の減少について、原案可決。

委員会の意見といたしまして、特別養護老人ホーム、保育所、市民病院の介護士、これは看護師も等で後で入れておりますが、保育士等の人材確保を緊急に対応されたい。

平成25年度各会計決算の個人未収金については、担当課業務としたことでなく、全職域の課題として早急に具体的方策を示し、債権回収に努め、事業の健全化を図られたい。

それから、委員会の審査報告で本委員会に付託された陳情等は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

陳情第1号、平成26年9月5日付託、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情、採択すべきもの。

委員会の意見なし。

措置、議会として意見書の提出をいたします。

要望第7号、平成26年9月5日付託、「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望。不採択すべきもの。

委員会の意見、下記のとおり、意見を述べます。

措置はありません。

委員会の意見ですが、要望第7号については、公益法人壱岐市シルバー人材センターの平成24年、25年の事業報告と並びに決算状況を検証した結果、応分の諸事業並びに繰越金もあり、不採択すべきものいたしました。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、総務文教厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質

疑することはできませんのであらかじめ申し上げておきます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。深見義輝産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果。

議案第55号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第62号市道路線の廃止について、原案可決。議案第63号市道路線の認定について、原案可決。議案第67号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第68号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第71号平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。認定第5号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第6号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第9号平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第11号平成25年度壱岐市水道事業会計決算認定について、認定。

委員会意見、簡易水道、下水道及び水道事業会計決算の未収金については、前年度に比べて一部減少の傾向にあるが、引き続き債権回収のための計画とあわせて効果的な対策を実施し、さらなる未収金の回収に努めること。

次に、請願について報告します。

委員会審査報告書、本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第143条の規定により報告します。

受理番号請願第2号、付託年月日、平成26年9月5日、件名、T P P交渉並びに農協改革に関する請願。審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見なし。

措置、意見書提出。

請願第3号、平成26年9月5日、唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する請願。

審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見なし。

措置、要望書提出。

次に要望です。

委員会審査報告書、本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、要望第6号、付託年月日、平成26年9月5日、件名、太陽光発電工事による水害に対する要望。審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見、下記のとおり。後で報告します。

措置、なし。

委員会意見、9月に要望書を受理したあと、7月に県並び市の担当者立ち会いのもと協議がされております。現在、要望者の意向などを踏まえて、十分調査した上で工事にすでに着手しているため、不採択といたしました。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田恭一予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○予算特別委員長（中田 恭一君） 委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案番号、議案第64号、件名、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、審査の結果、原案可決となりました。

○議長（町田 正一君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。小金丸益明決算特別委員長。

[決算特別委員長（小金丸益明君） 登壇]

○決算特別委員長（小金丸益明君） 決算特別委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、認定第1号、件名、平成25年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） これから、決算特別委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

[決算特別委員長（小金丸益明君） 降壇]

○議長（町田 正一君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから、議案第54号長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第54号長崎県病院企業団規約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第55号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。

す。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、第56号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第57号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第58号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員

長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第59号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第60号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第61号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号市道路線の廃止について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第62号市道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号市道路線の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第63号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第64号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第65号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第66号平成26年度壱岐市介護保険事業

特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第67号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第68号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第69号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第70号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第71号平成26年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第72号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成25年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第1号平成25年度壱岐市一般会計歳入歳

出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第2号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第3号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第4号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第5号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第6号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第7号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論

を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第8号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第9号平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号平成25年度壱岐市病院事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第10号平成25年度壱岐市病院事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号平成25年度壱岐市水道事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、認定第11号平成25年度壱岐市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第73号平成25年度壱岐市病院事業会計資本剰余金の処分及び自己資本金の額の減少について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第73号平成25年度壱岐市病院事業会計資本剰余金の処分及び自己資本金の額の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号TPP交渉並びに農協改革に関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、請願第2号TPP交渉並びに農協改革に関する請願は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、請願第3号唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する請願は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、陳情第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情は、採択することに決定いたしました。

次に、要望第6号太陽光発電工事による水害に対する要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第6号太陽光発電工事による水害に対する要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、要望第6号太陽光発電工事による水害に対する要望は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、要望第7号「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第7号「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、要望第7号「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望は、不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前10時52分休憩

午前11時15分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第37. 発議第5号

○議長（町田 正一君） 日程第37、発議第5号T P P交渉並びに農協改革に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。14番、牧永護議員。

〔提出議員（牧永 護君） 登壇〕

○議員（14番 牧永 護君） 先ほど請願を採択いただきましたので、提出者、牧永護、賛成者、呼子好、中田恭一で意見書を提出したいと思います。

T P P交渉並びに農協改革に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

T P P交渉並びに農協改革に関する意見書（案）

T P P交渉については、継続して首席交渉官会合が開催されるなど参加国間による協議が進められており、重要品目の関税が撤廃されることになれば、離島・中山間地を多く抱える本県農業は甚大な影響をこうむることは明白であり、地域農業・農村の崩壊につながるものが危惧される。

一方、政府は6月24日に農林水産業・地域の活力創造プランを改訂したが、プランはこれまで同様農業農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指すという目標を掲げつつ、新たに農協、農業委員会、農業生産法人の改革が盛り込まれた。

農協改革については、J Aの具体的な事業やガバナンス、連合会の事業・組織形態、中央会制度の自律的な新たな制度への移行など、事業・組織のあり方について、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を出すとしている。

については、国におかれてはT P P交渉並びに農協改革の審議に当たっては、下記の事項に留意するよう強く求める。

1つ、T T P交渉について、T T P交渉に当たっては、農産物の重要品目について、除外または再協議とした国会決議を遵守すること。また、同決議に基づき国民への十分な情報提供と国民的議論を実施すること。

2つ、農協改革については、農協改革の実施に当たっては、農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革の内容を十分尊重すること。

細部については、1つ、J A総合事業の堅持について、2つ、準組合員の利用制限について、

3つ、理事会制度について、4つ、全農の株式会社化について、5つ、中央会制度について。

細部につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月19日長崎県壱岐市議会、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官です。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（牧永 護君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第5号TPP交渉並びに農協改革に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第38. 発議第6号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第38、発議第6号「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。8番、市山和幸議員。

〔提出議員（市山 和幸君） 登壇〕

○議員（8番 市山 和幸君） 発議第6号、壱岐市議会議長町田正一様、提出者、壱岐市議会議員市山和幸、賛成者、壱岐市議会議員土谷勇二、鵜瀬和博。

「手話言語法」制定を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え。よって、下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月19日長崎県壱岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第6号「手話言語法」制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第39. 発議第7号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第39、発議第7号唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。9番、田原輝男議員。

〔提出議員（田原輝男君） 登壇〕

○議員（9番 田原 輝男君） 発議第7号、平成26年9月19日、壱岐市議会議長町田正一様、提出者、壱岐市議会議員田原輝男、賛成者、同じく音嶋正吾、今西菊乃。

唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する決議（案）

レインボー壱岐号は、平成元年7月、長崎県交通局並びに昭和バス自動車株式会社が共同運行を開始し、平成18年4月長崎県交通局撤退後は昭和自動車株式会社が単独運行をしていました。昨今の景気低迷などの影響により輸送人員が減少し、加えて燃油高騰のため収支改善を図ることができず、平成24年3月31日をもって路線廃止に至りました。

路線廃止までの間、佐賀県から長崎県を結ぶ交通機関として、壱岐市民にとっても欠かすことのできない重要な路線でありました。特に、大村市にある国立病院機構長崎医療センターへの通院、また虹の原特別支援学校に入校している壱岐市出身の生徒及び付添者の往来等、極めて重要な役割を担っていたとは承知の事実である。

また、地域活性化のため交流人口の拡大を図ることを目的に、壱岐市観光資源を最大限生かした集客誘致活動を行政が中心となって展開していますが、本路線廃止により観光客が壱岐島へ渡る手段の選択肢が減ったことは、利用者の利便性を欠くマイナス要素でもあります。

よって、壱岐市民及び観光客などの利用者の切なる願いをくみ取り、唐津・長崎路線のレインボー壱岐号の運行を再開されるよう要望いたします。

要望事項、従来どおりの路線による乗合バスの運行を再開すること、2点目、印通寺港・唐津

東港のフェリー発着便に直結するバスのダイヤであること、3点目、往路のみでなく最低1往復の運行再開とすること、以上を決議する。平成26年9月15日長崎県壱岐市議会、提出先、長崎県知事、壱岐市長。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（田原 輝男君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第7号唐津・長崎路線レインボー壱岐号の運行再開に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第40. 議員派遣の件

○議長（町田 正一君） 次に、日程第40、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（町田 正一君） ここで、白川市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

9月3日から本日まで17日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重御審議賜り、あわせてさまざまな御意見、御指摘、御助言を賜り、まことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導御協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本会議に提出し御決定いただきました老岐市民病院の長崎県病院企業団加入の件につきましては、長崎県そして5市1町の6構成市町において、それぞれの9月議会に御提案いただいている旨を行政報告で申し上げたところでございます。

その状況につきましては、島原市が昨日9月18日に、そして対馬市が本日、それぞれ可決されたことを確認をいたしました。また、新上五島町が本日午後、雲仙市、五島市、南島原市については9月26日から10月3日にかけて採決され、長崎県では10月6日に採決される予定となっております、可決を祈るのみであります。

長崎県各構成市町全ての議決がなされた後は、総務省の許可を受け、企業団議会の条例改正の議決を経て、平成27年4月1日から老岐市民病院の長崎県病院企業団加入が実現するはこびとなるものであります。

これからも、企業団加入について気を抜くことなく必死で取り組んでまいりますので、今後とも御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第69回国民体育大会長崎がんばらんば国体の開催が10月12日、あと23日後に迫ってまいりました。本市で開催される自転車競技ロードレースは、10月13日体育の日でございますけれども、リハーサル大会と同じ周回コースで成年男子、少年男子の順にスタートいたします。参加選手は合計188名の予定となっております。

市民皆様には、一流選手の走りを沿道で御観戦いただき、熱いご声援をお願いいたします。また、当日は約4時間にわたる交通規制となり、市民皆様には大変御迷惑をおかけすることになりますが、御理解御協力をお願いいたします。特に、立哨員として御協力いただく消防団、自治公

民館、交通指導員の皆様には、重ねて厚くお礼を申し上げる次第であります。

ソフトボール競技成年女子でございますけれども、地元長崎県チームを含む13チームが出場いたします。10月18日土曜日から20日月曜日までの3日間、大谷公園ソフトボール球場と壱岐市ふれあい広場多目的広場で計12試合が行われます。

また、10月18日の大谷公園ソフトボール球場では、試合終了後宇津木妙子元全日本監督による小中学生を対象にしたソフトボール教室が開催されることとなっております。

開催まで残すところわずかとなりました。選手皆様が競技に集中できるよう、万全の準備を行ってまいります。壱岐で国体があつてよかった、また壱岐に行きたいと言われるように、市民皆様にはおもてなしの心で歓迎していただき、思い出に残る国体になりますよう御理解御協力をよろしくをお願いいたします。

次に、庁舎建設についてでございますが、私は将来の財政のこと、壱岐市の将来のため市民皆様のために、総合的に判断して新庁舎を建設すべきと判断した旨を申し上げました。

これに至った経緯につきましては、本9月会議の行政報告、またホームページに掲載するとともに、広報紙10月号にも掲載し、市民皆様にお知らせすることといたしております。これからも、市民皆様及び市議会に対し、機会を捉えさらに詳しく御明を申し上げることにより、御理解を賜るよう努めてまいります。

次の時代の壱岐を担う子々孫々に、子供たち孫たちに、いかにしてよりよい市民生活の中心的機能を果たしていく重要な役割を担う庁舎を残すか、大変大きな課題であります。全ての施策は、壱岐市民皆様全体の利益のために決定してまいらねばならないことを改めて肝に命じる次第であります。今後も、議会庁舎建設検討特別委員会において議員皆様と十分議論を重ねてまいりますので、市民皆様の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日に日に秋も深まってまいります。議員各位、市民皆様におかれましては、御健勝にて日々お過ごしされますことを心から御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これをもちまして、平成26年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 豊坂 敏文

署名議員 中田 恭一